



日医発第 431 号(健Ⅱ)
令和 8 年 6 月 2 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
濱 口 欣 也
(公 印 省 略)

国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について (協力依頼) について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 47 号) が公布され、国民年金第 1 号被保険者の父母等ともに、養育する子が 1 歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和 8 年 10 月 1 日から施行されることから、制度周知用のポスター及びリーフレットが作成され、今般、厚生労働省年金局事業管理課より本会に対して周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等への周知方、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、制度周知用のリーフレット及びポスターは、日本年金機構から本制度に関連する方が多く利用されている産科・婦人科を標榜する医療機関へ送付されますことを申し添えます。

【照会先】

- ・ 制度に関すること
厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係
担当：八巻、百瀬
電話：03-5253-1111 (内線 3651)
- ・ ポスター等の送付に関すること
日本年金機構国民年金部国民年金企画グループ
担当：松森、丸山
電話：03-5344-1100 (内線 3345)

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省年金局事業管理課

国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除制度
の周知について（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）（以下「改正法」という。）が公布され、国民年金第 1 号被保険者の父母等とともに、養育する子が 1 歳になるまでの期間の保険料が免除される制度が、令和 8 年 10 月 1 日から施行されます。

本制度は、

- ・ 令和 4 年 12 月 16 日にとりまとめられた「全世代型社会保障構築会議報告書」において、育児休業給付の対象外である方々への支援として、「自営業者やフリーランス・ギグワーカー等に対する育児期間中の給付の創設についても、子育て期の就労に関する機会損失への対応という観点から、検討を進めるべきである。」とされ、
- ・ また、「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において、「自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金の第 1 号被保険者について育児期間に係る保険料免除措置を創設することとする。その際、現行の産前・産後期間の保険料免除制度や被用者保険の育児休業期間の保険料免除措置を参考としつつ、2026 年度に施行するため、所要の法案を次期通常国会に提出する。」とされたこと

を踏まえて、改正法に盛り込まれました。

育児免除の期間は、保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入されることから、制度周知を行うことは重要であるため、日本年金機構から、全国の産科・婦人科を有する医療機関に対して、制度周知用のポスター及びリーフレットを送付の上、設置及び配布いただくことについて、御協力をお願いしたいと考えています。なお、ポスター等については、令和 8 年 6 月 15 日から 30 日までの間に順次、医療機関へ送付いたします。

つきましては、貴会におかれましては、上記について御了知いただき、貴会会員に対し、上記の取組について、事前にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【照会先】

制度に関すること

厚生労働省年金局事業管理課国民年金管理係

担 当：八巻、百瀬

電 話：03-5253-1111（内線 3651）

ポスター等の送付に関すること

日本年金機構国民年金部国民年金企画グループ

担 当：松森、丸山

電 話：03-5344-1100（内線 3345）

新制度が始まります!!

子育て中の国民年金保険料が免除されます

令和8年
(2026年)
10月から
スタート!!



制度のポイント

1歳未満のお子さまを
養育している方
(父・母・養父母)

所得に関係なく
国民年金保険料が免除
されます

将来の年金額は
納付した場合と同じ
ように反映されます

▼ 制度や手続きの詳細はこちら ▼

日本年金機構ホームページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ikujimenjo.html>



申請はスマホでOK!
電子申請(マイナポータル)がかんたん便利
<https://myna.go.jp>



令和8年（2026年）10月から

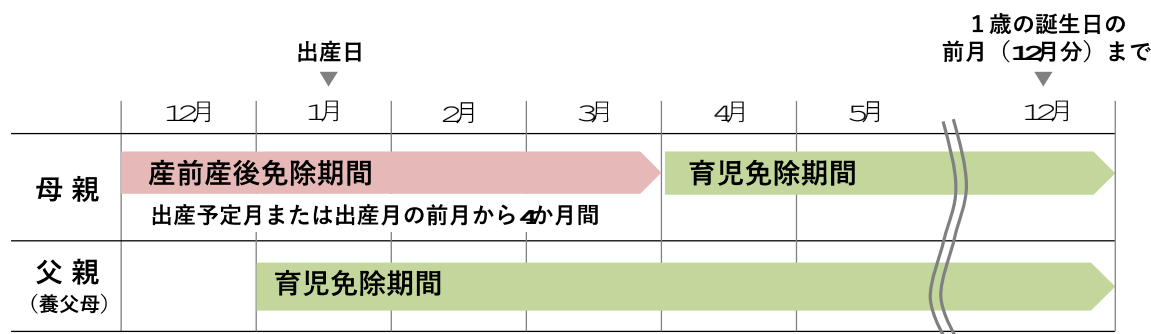
国民年金保険料の 育児免除制度が始まります！

実子、養子を育てている方は、
育児のための免除制度を利用できます。



- 国民年金第1号被保険者（自営業者・農業者・アルバイト・無職など）も**育児で保険料が免除される制度**が始まります。
- お子さま（実子・養子）を育てている方（父母・養父母）は、申請することで、月額17,920円（令和8年度）の**保険料が免除**されます。
- 対象期間は、お子さま（実子・養子）が**1歳になる誕生日の前月まで**です。
- 将来の年金額は、**納付した場合と同じように反映**されます。

<育児免除イメージ図>



申請はスマホでOK！電子申請がかんたん便利

基本的に、**書類を添える必要はありません。**

※ 届書（紙）による手続きの場合には、「産前産後免除該当届／育児免除該当届・終了届」
「マイナンバーカード」の写し等が必要となります。

スマホで24時間365日、電子申請できます。

※ お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口や郵送でも手続きできます。

制度や手続きの
詳細はこちら



日本年金機構特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kyujinrip.html>



マイナポータル 電子申請はこちら
<https://my.nago.jp>